



余市町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰 対策給付金（3万円／1世帯）について

- この給付金は、町が住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円(1回のみ)

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を
受理した日から概ね3～4週間後が目安です

支給対象と支給手続き

基準日(令和6年12月13日)において、余市町に住民登録があり、「令和6年度住民税均等割のみ課税(令和5年分の収入が対象)」である世帯

- 住民税均等割のみ課税世帯とは？

世帯の全員が住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯

※以下の世帯は対象外となります。

- ・住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- ・世帯の中に、租税条約による住民税免除の適用を届け出ている者がいる世帯
- ・支給対象となった単身世帯の方が、確認書又は申請書の返送を行う前に死亡した場合
- ・住民税非課税世帯は支給対象ではありません

※上記の場合以外にも支給対象外となる場合があります

返送が必要です

申請期限：令和7年6月30日(必着)

※本給付金の対象と思われる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で返信してください(切手不要)

※こども加算給付金に該当する世帯は、確認書中に「こども加算対象児童」として対象児童を印字しています。
こども加算給付金の詳細については、裏面をご確認ください。



こども加算給付金について

※支給対象となるのは①・②のどちらにも該当する世帯となります。

- ①令和6年度余市町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金(1世帯3万円)の確認書による支給対象世帯
- ②基準日(令和6年12月13日)時点で、同一世帯に平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯

※令和6年12月14日以降に生まれた児童、または別の世帯で扶養している児童がいる世帯は、別途申請が必要となります。

※支給対象外となる場合

- ・児童のいる世帯が住民税所得割課税世帯の場合
- ・基準日時点で施設に入所している児童など

※支給額は、一人あたり2万円となります。

給付金の支給手続きについて

【A】支給対象①・②に該当する世帯

確認書の返送が必要です

該当と思われる世帯には「確認書」を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で返信してください(切手不要)

【B】支給対象①に該当し、次のいずれかの世帯

- ・令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる世帯
- ・別世帯で扶養している児童がいる世帯

申請が必要です

※申請期限 令和7年6月30日(必着)

【C】上記、A・B以外の世帯で、本給付金の支給対象と思われる世帯

- ・申請書を福祉課へ提出してください。
- ・別世帯で扶養している児童がいる場合、「別居監護申立書」の提出も必要です。

詳細につきましては、福祉課までお問い合わせください。

本給付金を装った「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



お問い合わせ

余市町役場民生部福祉課(物価高騰対策給付金 / こども加算給付金 窓口)

0135-21-2120 受付時間 平日9:00～17:00

個別の課税状況等に関して、お電話でのお問い合わせには回答できません